

誰もいない傍聴席、知事と議員はお決まりの台本を読み上げ、議員席の後方では眠りこける議員たち・・・

つい3カ月前、神奈川県民である私は、県民の民意が議会でどのように扱われているか、県議会に実際に傍聴しに行きました。

このような議会において、住民のための政治が行われているものか！ と、激しく、憤りを感じました！

しかも、このような形骸化した議会は、神奈川県議会だけではなかったのであります！

全国1700を超える地方議会のほとんどが、同じような状況であったのです！

私の理想社会像は、「個人の、社会に対する要求が実現する、機会を持つ社会」であります。

これは、社会のメンバー、一人一人の、社会に対する要求をもとにして社会が変わって行く、そのような社会であります。

それゆえ、個人とは、特定の個人ではなく、社会のメンバーそれぞれが個人であります。

しかし、現在の社会では、人々の要求は、多種多様なものであり、全ての要求を実現させることは不可能であります。

この中で、政策を決定するためには、社会のメンバーが、対等な立場で話し合い、調整し、そこで生まれた**民意**を反映させなければなりません。

つまり、公的な場での、自由な形の討論を経た、**合議**による**決定**が必要なのであります。

そして、このような合議による要求が実現していくということが、個人の要求を実現させる機会であり、私の理想社会像であります。

現在、このような合議の場は、地方議会であります。

地方議会では、議員同士が議論することで、課題や民意の確認がなされ、これら多様な民意を調整しながら、多くの住民が納得できる政策を形成することが必要であります。

現在、日本全体の行政サービスは非常に拡大しております。

そして、住民への行政を地方で解決する必要性が増してきております。実際、行政サービスの内の3分2が地方公共団体によって行われてお

ります。

さらに、近年では、地方分権化改革が推進されてきました。

2000年に施行された地方分権一括法によって、機関委任事務が廃止され、中央による地方の管理が緩和され、ますます、地方が管理する行政は増えてきているのであります。

義務付け・枠付けと呼ばれる地方議会の規制の見直しと、条例制定権の拡大、財政改革などが行われました。

このように、地方議会は、地方の大幅な範囲の行政サービスを、担うこととなったであり、今も、地方分権化は推進されております。

しかし、分権化が進められた地方議会の多くでは、ある重大な機能不全を起こしています。

それは、合議による政策立案が行われていない、ということでもあります。

現在、議会においては、選挙で選ばれた議員が、住民の民意をもとに政策に反映させる制度が取られています。

しかし、その議員たちによる合議はなされず、政策立案が行われていないために、住民の民意が反映されていないとはいえないのであります！

これが、私の問題意識であります。

では、現在の地方議会の合議が行われず、さらに政策立案が行われていない現状分析を述べさせていただきます。

自治体議会改革フォーラムによれば、本会議または委員会で、首長提出議案の審査の際、「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する議員間の自由討議を行ったのは全体のわずか 2.8%

のみの地方議会であったのです。

さらに、「議員または委員会が提出した政策的な条例案の件数」は、全国の 1510 の地方議会で、0 件が、なんと 91.8 パーセントを占めております。

対して、首長側の提案議案については、99%近くがほぼ無修正で可決されております。

つまり、議会において、合議はおろか、政策提案もほとんど、行われておりません。

では、こういった地方議会の現状は、合議を経てはいないが、住民の民意を反映している、ということなののでしょうか？

2006年の日本世論調査会のアンケート調査によれば、地方議会の現状に満足していない住民は、60%にもものぼり、なんと過半数の住民の満足を得られておりません。

住民が満足していない理由は、議会の活動が住民に伝わっていない、が5割と最も大きいものであります。

また、2011年に読売新聞が行った全国世論調査によれば、都道府県と市町村の地方議会の活動について、実に全体の65%が、民意を反映していない、と回答しております。

（実際に～～（陳情件数？）ということも起きており、住民の不満は確認できます。）

以上のように、地方議会は、民意を反映した合議による政治を行えていないのであります！

では、次にこの問題の原因を述べさせていただきます。

1つ目に、住民と議会の間意見交換の機会が欠如している、ということがあります。

議会における合議には、住民の意見が必要であ

ります。

しかし、議会が政策立案に必要な、市民のニーズの調査・検討の場を設置している議会は1.9%であります。

また、2011年度においては、地方議会の70%が、市民と直接対話する機会を設けていないのであります。

このように、住民と議会との間には、意見・情報の円滑な交換体制が出来ていないのであります。

そのために、議会における合議のための、民意そのものを十分に集める事ができていないのであります。

2つ目に、議員の政策立案を行う能力が確保されていない、ということでありあります。

地方分権化が進んだために、地方議会が独自に政策立案をする必要性が高まりました。しかし、地方議員は、従来の機関委任事務に代表されるように、政策立案を国家に頼っていたため、政策立案をする能力が確保できていないのであります。

以上を踏まえ、問題点を解決する政策を述べさせていただきます。

私の政策は、循環型政策形成システムの導入であります。

これは、住民の要求を収集し、それをもとに議論して行く中で民意を確認し、政策に変えて行

く、ということを繰り返していく循環システムであります。

このシステムの導入のため、以下の2点の政策を提案します。

1つ目に、公開的な意見交換の制度化であります。

これは、1点目の原因に対応した政策であります。

住民、行政職員、議員の3者による、民意と行政・議会情報などを交換する場を設置します。

そこで行われた情報交換の内容は、住民に公開することとします。

制度の具体的中身としては、直接集まって話す意見交換会の設置、インターネットを利用した

意見交換のプラットフォームの設置があります。
実際、福島県会津若松市においては、～
これによって、循環型政策形成システムにおける、住民のニーズの調査の役割を担います。

2つ目に、地方議会において政策立案能力と機会の確保であります。これは2点目の原因に対応した政策であります。

地方議会において、議員間における合議の形成のための自由討論の場の設置を（議会基本条例によって）制度化します。その際、行政職員や専門家・有識者といった知見を用いて、議会に置ける政策立案能力を確保します。

これによって、循環型政策システムにおける、政策立案の能力を確保します。

以上述べた2点により、循環型政策形成システムは機能することとなり、住民の民意は政策によって実現することとなるのであります！

・・・現在の地方議会においては、住民の民意の実現が行えておりません。

地方議会が議論すべきは、住民の民意に他なりません！

民意の議論なき地方議会は、政治なき議会に他なりません！

断言します！今の地方議会において、政治などまったく行われていない！

私の政策によって、初めて、合議による、住民参加の、真の政治が行われるのであります！政治せよ、地方議会！

以上で、本弁論を終了とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。